

2024年3月21日

梶田 進

議長のお許しを得ましたので、「議案第 5 号 令和 6 年度武豊町一般会計予算」について、反対の立場で討論を行います。

令和 6 年度一般会計予算は総額 1 8 3 億 5 6 0 0 万円(前年度比+5.0%、8 億 6700 万円)、令和 5 年度に続き史上最高額の予算となりました。令和 5 年度は町税の大幅な税収の伸びが合ったことにより史上最高額となりましたが、令和 6 年度は町税の伸びはほとんどなく、大幅な繰入金 6 億 9 6 0 0 万円(前年比+3.8%、4 億 7670 万円)と町債の発行 1 3 億円(前年比+7.1%、4 億 2300 万円)により、史上最高予算となりました。

歳出面では、民生費が予算総額の約 4 3 %を占めています。その要因は東大高保育園・あおぞら園の建設費、富貴児童クラブ建設費等により 1 5 億 2 3 0 0 万円増となったことによります。また、町制 7 0 周年記念事業費関連が 1 億 5 6 0 0 万円が特徴的です。

一方。減額となった予算は中央公園整備等が一段落した普通建設費が約 3 億 4 4 0 0 万円減、武豊消防支署建設工事終了の消防費が約 3 億 1 8 0 0 万円減、各学校体育館の空調設備設置工事が終わった教育費が約 1 億 7 5 0 0 万円減。

以上が令和 6 年度一般会計の主な予算増減であります。

日本共産党武豊町委員会と町会議員梶田進が連名で 11 月 16 日、靄山芳輝町長あて提出した「予算要望書」で、特に要望した項目について、令和 6 年度予算にて実現しなかった項目について、討論していきたいと思えます。

幼児教育の無償化について、保育料等の無償化が実施されていますが、すべての園児等が無償化の対象となっていないことから、全園児の無償化を求めましたが、実現しませんでした。3 歳児以上の園児は保育料無償化の対象となっていますが、3 歳未満児は市町村民税非課税世帯のみ無償であり、令和 6 年度予算では 6803 万 2 千円(237 人分)が保護者負担金として計上されています。また、保育園児の主食費 650 円/月・人、副食費(給食費)4500 円/月・人で毎月殆どの園児が 5150 円の給食費が必要となっています。学校給食費、保育園給食費を年間比較した場合、一番高いのが園児給食であります。同時に、園児主食費と保育士・園務員主食費が同額、副食費については園児 4500 円、保育士・園務員 5000 円で

ほぼ同額となっています。このような点からも、園児の主食費、給食費は無償化すべきであります。参考までに、園児の主食費、給食費の総額は 4392 万 8 千円の予算です。

一方、児童・生徒の給食費の無償化についても、実施を求めています。令和 6 年度予算では賄い材料費として 2 億 2381 万 7 千円を計上、その内、小学校 1 食あたり 40 円、中学校 1 食あたり 50 円を公費負担として、給食費 1 食あたり単価は令和 5 年度と同額という措置が取られました。無償化には遠いものがありますが、無償化をめざす同時に令和 6 年度実施の公費負担は継続をされたい。

次に、役場事務委託料 2171 万 7 千円について、絆予算 352 万 5 千円、300 円／世帯。昨年の討論でも指摘しましたが、大幅な増額が必要と考えます。絆予算 1 世帯当たり 300 円としていますが、実際、広報等役場事務委託されたものを各戸に配布するのは各組の組長さんです。組長さんの手当は殆ど無償に近いものです。確実に実務に相応する金額を保障すべきです。

リニア建設促進愛知期成同盟会負担金 3 千円、名浜道路推進協議会負担金 10 千円は例年、画一的な方針を繰り返しており、事業の伸展は見えてきておりません。会そのものの熱意を感じる事ができません。本当に事業推進に取り組むことが必要なのか立ち止まって、再考することが必要と思います。

東海環状地域整備推進協議会負担金 5 千円は、東海環状道路整備は着々と進められており、事業完成へのめどがついてきていると思われます。この時期になっても、知多地域、武豊町にとってどのような地域整備が必要なのか、かわりがあるのか明確ではありません。このような協議会への負担金は中止すべきであると考えます。

知多地域地方税滞納整理機構負担金 50 万円について、機構発足当時の目的は十分に果たしていると考えます。発足当時県内すべてのブロックで機構が組織されましたが、現在ではこの知多地域と東三河地域の 2 カ所のみとなっています。

税の滞納処理は、滞納世帯・個人をよくわかる地域の自治体が担当し、きめ細かな税務相談の上で、滞納額の徴収を進めるべきであると考えることから、一刻も早い、知多地域地方税滞納整理機構を解散することを求めます。

知多南部広域環境組合から提供される、廃棄物処理地元対策協力金 8500 万円について、全額 C C N C 屋内温水プール事業に使われています。令和 6 年度予算の温水プール事業費は 6363 万 4 千円です。その内 321 万円が利用助成負担金で

す。8500 万円の使用先の詳細を明らかにすると同時に、利用助成負担金の増額を求めます。

ごみ処理有料化に伴うごみ処理手数料 7250 万円の使用先が、消耗品費(ごみ袋製作費用)1339 万 8 千円、省資源対策事業費 4758 万 1 千円に使用されています。住民のみなさんがごみ減量化のため努力されていることは明らかであります。この努力に報いるため、何らかの報奨をすべきであると考えます。

以上、議案第 5 号 「令和 6 年度武豊町一般会計予算」に対する反対討論いたします。

## 議案第 6 号 令和 6 年度武豊町国民健康保険事業特別会計予算討論

2024年3月21日

梶田 進

議長のお許しを得ましたので、議案第 6 号「令和 6 年度武豊町国民健康保険事業特別会計予算」について、反対の立場で討論いたします。

令和 6 年度の国民健康保険税収入は、現年度分で、医療給付費現年課税分 575,400 千円 (+56,495 千円、10.9%)、後期高齢者支援金 現年課税分 172,422 千円 (△16,931 千円、8.9%)、介護納付金現年課税分 56,016 千円 (△10,220 千円 15.4%)、県補助金 普通交付金 2,485,052 千円、繰入金 (一般会計繰入金) 267,889 千円。ほぼ同額。

歳出、一般被保険者療養給付費 2,152,661 千円、一般被保険者高額療養費 316,865 千円、国民健康保険納付金の医療給付費分 717,867 千円、後期高齢者支援金等分 245,644 千円(△9,933 千円、3.9%)、介護納付金分 80,311(△4,469, 5.3%)

以上が国民健康保険特別会計における主な歳入及び歳出であります。ここではっきりと言えることは歳入で、医療給付費現年課税分が増、後期高齢者支援分、介護納付金が減となることです。歳出においても、医療費給付費分が横ばい、後期高齢者支援分、介護納付金がんが減少となっています。トータルの県への納付金は 10 億 4000 万円前後で推移しています。これは、保健医療分増加分を後期高齢支援分、介護納付金減分で相殺している結果によると考えられます。

国民健康保険被保険者数の推移は、平成 30 年度には 5500 世帯・9000 人の被保険者数であったのが、令和 4 年度では 5000 世帯・7600 人へと減少しています。

以上のように、国民健康保険被保険者ではどうにもならない理由から、一人あたりの医療給付費増があることから、一般会計からのその他繰り入れが必要と考えます。その繰り入れの実施によって収入の少ない被保険者が多い、国民健康保険事業を支えることが必要と考えます。議案第 6 号 令和 6 年度武豊町国民健康保険事業特別会計予算では、一般被保険者医療給付費増分を一般被保険者保険税増額にて賄っていることから、反対するものです。

## 議案第 13 号 武豊町国民健康保険税条例の一部改正について討論

2024 年 3 月 21 日

梶田 進

議長のお許しを頂きましたので、議案第 13 号「武豊町国民健康保険税条例の一部改正について」反対の立場で討論いたします。

本条例改正案の説明で、平成 30 年度の制度改正以降、愛知県が示す標準保険税率を参考に保険税を設定、県内の市町村の動向に合わせて 2 年ごとの保険税率の見直しをしてきた。という原則の上に、現況は被雇用者保険適用拡大と団塊世代が後期高齢者医療へ移行することに伴い、被保険者数が年々減少している。

同時に新型コロナウイルス感染症の流行以降、医療費が増加傾向、ひとり当たりの保険給付費の増加により、被保険者一人当たりの納付金が増加。財政調整基金を取り崩しても、今後、歳入不足が見込まれる。と説明されました。

そもそも平成 30 年度の制度改正は、現状のような財政状況が見込まれる国保事業を国、地方公共団体の責任を回避し、被保険者に負担を押し付けたことが主な内容でした。

説明では、被保険者一人当たりの医療給付金が増加していることから納付金が増加したといわれましたが、給付の増加が無くても制度改正以前の被保険者への負担が低かった自治体には県全体の平均保険料に近づくような納付金額算定方式により決定されるため、自治体はそれに合わせた改正が必要となる前提があります。

国の方針は、最終的には全県下同一保険料にすることになっており、医療給付費動向に関係なく保険料増加が続くこととなります。いち早く全府下同一保険料化した大阪府は、全国一高い保険料となっています。

今回の改定は医療給付費が増加、現行の税率では事業継続が困難な状況が見込まれることから改定案が策定されています。

内容を見ますと所得割が 22.1%、均等割が 22.7%、平等割が 11.8%引き上げられます。国民健康保険加入者である被保険者の特徴は年金者と非正規労働者等が多く低収入者が多いというのが特徴です。現状でも生活が厳しい中での保険税引き上げは許されません。手許に届けられている資料でも明らかであるように、保険料を法定減額されている世帯が 57%もあります。モデルケースで特に、一人暮

らしの 7 割減額世帯は全世帯数の 28.3%で合計所得が 43 万円以下で給与収入 98 万円以下、年金収入 103 万円以下の世帯です。この階層で 2500 円 11.6%増となります。法定減額 5 割の方の所得は 71 万 5000 円以下で 8500 円増となります。給与収入 126 万 5000 円、年金収入で 132 万円以下です。このような収入の方の生活実態は相当厳しいことははっきりしています。同様にモデルケースで年間最高税額が 6 万 2000 円増となります。

このような低収入、低所得世帯にさらなる負担を求めることは、住民生活の破壊につながります。

被保険者の一人当たり保険給付費が年間 2 万円増となっていることから、今回の税条例改正提案となっています。健康保険制度は住民の健康を守るという観点から見るならば、最大の福祉政策といえます。福祉政策の観点からとらえるならば被保険者数約 7500 人、ひとり当たり 2 万円を一般会計から繰り入れることで、住民負担軽減を図るべきであります。同時に、制度的欠陥のある国民健康保険制度の抜本的見直しを求めることが重要であります。

以上、議案第 13 号 武豊町国民健康保険税条例の一部改正について」の反対討論といたします